

## 「電力の小売営業に関する指針（改定案）」に対する意見公募について

令和8年2月3日  
経済産業省  
資源エネルギー庁  
電力・ガス事業部  
電力産業・市場室

### 1. 意見公募の趣旨・目的・背景

経済産業省は、平成28年1月、小売の全面自由化に伴い、様々な事業者が電気事業に参入することを踏まえ、電気事業法上問題となる行為等を明らかにした「電力の小売営業に関する指針」を作成して公表し、これまで制度改正等に伴い、同指針の改定を行ってきました。

今般、審議会での議論を踏まえ、以下の2点の内容について同指針の改定案を作成しました。

- 共同住宅等に対する電気の一括供給の在り方に関し、小売電気事業者等の望ましい行為および問題のある行為について明記等  
(令和7年11月28日総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会第7回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ)
- 小売電気事業者等の書面交付義務につき、電磁的な方法による交付についての需要家からの承諾は、電話において需要家が口頭で承諾した旨を録音する方法では認められないことについて明記  
(令和7年5月12日第568回電力・ガス取引監視等委員会および同年10月31日総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第3回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会)

については、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

### 2. 意見公募の対象

電力の小売営業に関する指針（改定案）

### 3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布

資源エネルギー庁電力・ガス事業部 電力産業・市場室  
(東京都千代田区霞が関 経済産業省別館3階)

### 4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年2月3日（火）～令和8年3月4日（水）必着

### 5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームから御提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送りください。

〒100-8931

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部 電力産業・市場室  
パブリックコメント担当 宛て

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送りください。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送りください。

電子メールアドレス : bz1-kouri-public-comment-O-meti.go.jp

（迷惑メール防止のため、アドレス中の「@」を「-O-」としております。電子メール送信の際には「@」に置き換えて利用してください。）

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部 電力産業・市場室  
パブリックコメント担当 宛て

（電子メールの件名を「「電力の小売営業に関する指針（改定案）」に対する意見」としてください。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室 パブリックコメント担当宛て

「電力の小売営業に関する指針（改定案）」に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
<ul style="list-style-type: none"><li>・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。）</li><li>・意見内容</li><li>・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）</li></ul>	